

## 介護予防ケアマネジメント依頼届出書の取扱いの変更について

平成 29 年 4 月からの総合事業の開始に伴い、総合事業の利用者については、「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」の提出をお願いしていましたが、要支援 1・2 における届出書の取り扱い等で、関係機関内で対応が複雑化していましたので、このたび取扱いを変更することとなりました。

つきましては、平成 29 年 6 月 1 日より、「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」と「居宅サービス計画作成依頼届出書」の取扱いが下記の通り変更となりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

認定区分	利用サービス	届出様式	
		現行	改正後（6/1～）
要支援 1・2	予防給付	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	※介護保険課へ
事業対象者	総合事業		介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 ※いきいき高齢・福祉課へ

### 注 意

- 平成 29 年 5 月 31 日以前に介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出しており、居宅サービス計画作成依頼届出書が未提出の要支援者（プラン開始日が 6 月 1 日以降のものも含む）については、予防給付を利用する際、必ず居宅サービス計画作成依頼届出書を介護保険課に提出してください。
- 利用者の認定区分が変更した場合は、認定区分に応じた届出を提出してください。  
例）事業対象者→要支援 1・2：居宅サービス計画作成依頼届出書の提出  
要支援者 1・2→事業対象者：介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出
- 要支援者の請求については従来通り、予防給付（総合事業併用含む）の場合は**介護予防支援費**で、総合事業のみの利用の場合は**介護予防ケアマネジメント費**で請求を行ってください。